

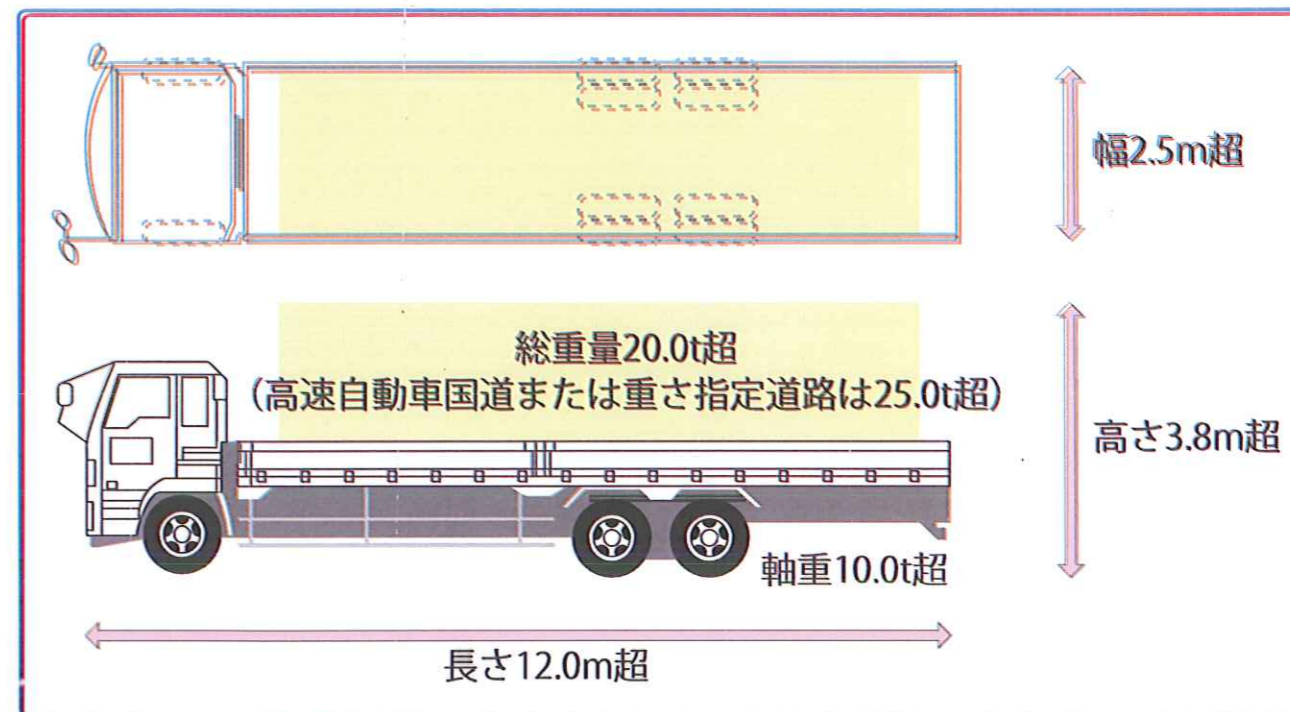
# もし高速道路で車両制限令違反をしてしまったら

## 『指導警告書』・『措置命令書』ご提出のお願い

## 車両制限令違反者に対する 大口・多頻度割引停止措置等の見直しについて

今回の車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の見直しにより、しっかりと把握していませんと、累積点数が60点を超え、**突然の割引停止**となってしまう可能性があります。これを回避するため組合での累積点数の管理させて戴きます。お手数ではございますが、「**指導警告書**」・「**措置命令書**」が違反現場にて発行された場合には必ず組合までご提出戴きますようお願い申し上げます。組合員様のご理解・ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

違反点数対象車両（高速道路上での一般的制限値を超える車両）



※組合宛に指導警告書・措置命令書のご提出を戴きましたら、組合で内容を確認し下記の今回の違反点数・累積点数表を作成しお送り致します。累積点数を把握し割引停止措置にならないようご活用ください。

| 車両制限令違反 今回の違反点数 および 違反累積点数表                    |               |            |           |  |
|--|---------------|------------|-----------|--|
| ■今回の違反点数                                       |               |            |           |  |
| 車両番号   | 〇〇100か1234    |            |           |  |
| 違反場所   | _____         |            |           |  |
| 点数   | 5点            |            |           |  |
|  | 実測値 (ア)       | 実測値 (イ)    | 超過値 (ア-イ) | 違反点数                                       |
| 総重量  | kg            | kg         | kg        | 点  |
| 軸重   | kg            | kg         | kg        | 点  |
| 幅  | m             | m          | m         | 点  |
| 長さ   | 24.0 m        | 12.0 m     | 12.0 m    | 5点   |
| 高さ   | m             | m          | m         | 点  |
| (参考) 提示された許可証の値<br>kg m m m                    |               |            |           |  |
| ■違反累積点数表 (指導警告書・措置命令書)                         |               |            |           |  |
| 日時   | 違反場所          | 車両番号       | 違反点数      | 累積点数<br>2017年1月~2017年3月<br>2017年4月~2019年3月 |
| H29/01/27 10:25                                | 常磐自動車道 三郷インター | 〇〇100か1234 | 5点        | 5点   |
| ※平成29年3月31日までは3か月毎の累積点数で計算                     |               |            |           |  |
|  |               |            |           | 5点   |
| ※上記に記載のない指導警告書・措置命令書がございましたら至急組合までFAXをお送りください。 |               |            |           |  |

『指導警告書』・『措置命令書』より点数を計算します。

違反累積点数を組合で管理しお知らせ致します。

「指導警告書」・「措置命令書」は  
○車両制限令違反をすると違反現場にて各道路会社より運転手様に発行されます。  
⇒運転手様に**捨てずに必ず会社に提出**するようにご周知戴きますようお願いいたします

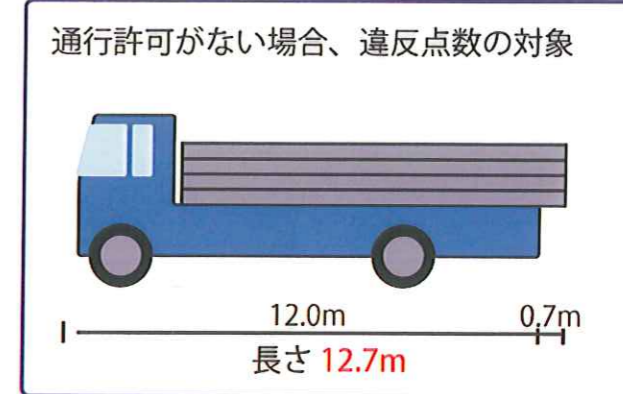
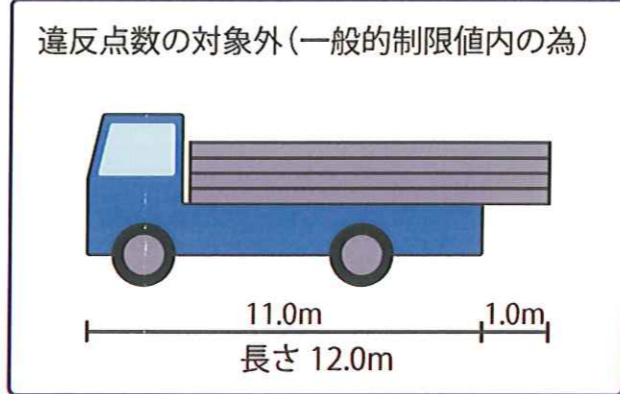
※ご不明な点などございましたら、組合事務局までお問い合わせください。

東日本物流事業協同組合

TEL:024-923-1212 FAX:024-923-8623

|    |        | 一般的制限値 (この値を超える場合許可申請が必要)         | ※特例5車種の制限値        |
|----|--------|-----------------------------------|-------------------|
| 寸法 | 幅      | 2.5m                              | 高速自動車国道           |
|    | 長さ     | 12.0m                             | 最長軸距              |
|    | 高さ     | 3.8m (高さ指定道路は 4.1m)               | 総重量の制限値           |
|    | 最小回転半径 | 12.0m                             | 8m以上 9m未満 25t     |
| 重量 | 総重量    | 総重量20.0t (高速自動車国道または重さ指定道路は25.0t) | 9m以上 10m未満 26t    |
|    | 軸重     | 10.0 t                            | 10m以上 11m未満 27t   |
|    |        |                                   | 11m以上 12m未満 28t   |
|    |        |                                   | 12m以上 13m未満 30t   |
|    |        |                                   | 13m以上 14m未満 32t   |
|    |        |                                   | 14m以上 15m未満 33t   |
|    |        |                                   | 15m以上 15.5m未満 35t |
|    |        |                                   | 15.5m以上 36t       |
|    |        |                                   | 長さの制限値            |
|    |        |                                   | 連結車 16.5m         |
|    |        |                                   | セミトレーラー連結車 16.5m  |
|    |        |                                   | フルトレーラー連結車 18.0m  |

◎特例を除き※上記制限値を超える場合には通行許可がないと違反となります。



※通行許可がない場合や通行許可の範囲を超える場合は高速道路の走行はできません!

# ○高速道路での車両制限令違反への処分が変わります

指導警告でも違反点数が加算されます。

| ■現行      |         | ■平成29年4月1日から |     |
|----------|---------|--------------|-----|
| 違反種別     | 点数      | 違反種別         | 点数  |
| 指導警告     | -       | 指導警告         | 3点  |
| 措置命令A    | 3点~15点  | 措置命令A        | 5点  |
| 措置命令B又はC | 5点~15点  | 措置命令B又はC     | 15点 |
| 即時告発相当   | 15点~30点 | 即時告発相当       | 30点 |

違反点数の累積期間が、3ヵ月間から2年間に変わります。  
また、違反点数による措置内容が変わり警告期間なしで割引停止になります。

■現行…講習会での警告を経て割引停止へ 3ヶ月毎の違反点数で判定

| 年<br>月     | 平成29年   |   |   |         |   |   |         |    |    |                         |   |   | 平成30年                   |   |   |   |   |   |  |  |  |
|------------|---------|---|---|---------|---|---|---------|----|----|-------------------------|---|---|-------------------------|---|---|---|---|---|--|--|--|
|            | 4       | 5 | 6 | 7       | 8 | 9 | 10      | 11 | 12 | 1                       | 2 | 3 | 4                       | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |  |  |  |
| 車両制限令違反講習会 | ① 30点以上 |   |   | → 講習会   |   |   | ③ 30点以下 |    |    | 警告期間に30点を超えていないため割引停止なし |   |   |                         |   |   |   |   |   |  |  |  |
|            |         |   |   | ② 30点以上 |   |   | → 講習会   |    |    | ● 30点以下                 |   |   | 警告期間に30点を超えていないため割引停止なし |   |   |   |   |   |  |  |  |

①3ヵ月毎の基準期間の間に30点以上の車両制限令違反をしたので、講習会の参加義務  
②4~6月に対する警告期間ではないため、30点超えの違反があるが割引停止の対象とはならない。  
③4~6月の対象期間ではあるが3ヵ月で30点以上違反が無い場合、割引停止にはならない

■2017年4月から…累積点数にて割引停止へ 2年間の累積点数で判定

| 年<br>月  | 平成29年      |   |       |   |                               |   |    |    |    |   |   |   | 平成30年 |    |   |   | 平成31年 |  |  |  |
|---------|------------|---|-------|---|-------------------------------|---|----|----|----|---|---|---|-------|----|---|---|-------|--|--|--|
|         | 4          | 5 | 6     | 7 | 8                             | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4     | 12 | 1 | 2 | 3     |  |  |  |
| 車両制限令違反 | ① 30点      |   | ② 30点 |   | 講習会のお知らせの前に60点に達し割引停止措置の可能性あり |   |    |    |    |   |   |   |       |    |   |   |       |  |  |  |
| 累積点数    | 累積30点      |   | 累積60点 |   | 講習会 → 割引停止                    |   |    |    |    |   |   |   |       |    |   |   |       |  |  |  |
|         | 累積判定期間 2年間 |   |       |   |                               |   |    |    |    |   |   |   |       |    |   |   |       |  |  |  |

①累積30点の車両制限令違反をしたので、講習会の参加義務  
②累積60点の車両制限令違反をしたので、割引停止措置(組合に警告)  
※累積60点になる前にコーポレートカードをご返却のお願いいたします。

組合での累積点数の把握し管理する事が重要です  
判定期間は1年毎に開始されます。

今まで割引停止に至らなかった違反でも、累積期間が2年間になった場合、割引停止処分となります。  
月に3点の違反 × 24ヵ月(累積対象期間) = 72点(累積60点の時点で割引停止)

**Q** 車両制限令違反となってしまう場合には、ETCコーポレートを使わなければ大丈夫ですか。  
現金やクレジット会社発行のETCカードを利用した場合でも、ETCコーポレートカードに対する違反点数の対象となります。(支払方法に関係なく事業者単位で累積点数が計算されます)

**Q** 組合を辞めて、別の組合に再加入した場合、違反点数はどうなりますか。  
違反点数は、事業者単位で2年間累積しますので、組合に加入してない場合、他組合に再加入した場合でも違反点数は引き継がれます。

**Q** 違反点数が累積した場合どうなりますか。  
事業者の累積違反点数が60点に達しますと割引停止処分となります。その際、NEXCOより組合に対して『警告』が出されます。組合が『警告』を2年間に3回受けると組合全体の割引停止となります。  
そのため大変不本意ではございますが、60点に達しなくても一定の累積点数になった時点で、ETCコーポレートカードのご返却をお願いすることになります。

**Q** 違反点数はどのくらいで消えますか。  
違反点数の累積期間は2年間(当初の累積期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日まで)となり、違反した点数は最長2年で消えます。  
※以降は、1年度ずつずらし2年間設定されます(時期2年間は平成30年4月1日から平成32年3月31日)

**Q** 急な仕事があり通行許可申請が間に合わないのですが。  
現在の制度では許可申請に時間が掛かってしまうことは存じております。しかしながらNEXCOなど高速道路会社では許可のない走行は違反となってしまいます。ご事情は拝察いたしますが、高速道路の走行はできません。

## ■特車ゴールドについて

高速自動車国道は基本的に大型誘導区間となっております。特車ゴールドを利用すると渋滞時に経路途中のインターでの乗り降り等、経路の選択が可能となります\*。  
※許可申請の際、可能かどうかご自身でご確認いただきますようお願いいたします。